

取引停止等取扱細則

(目的)

第1条 本細則は、不正行為防止規程第13条に基づき、物品等の購入、製造、役務その他の契約（以下「契約」という。）及び建設（新築、増改築）、改修、修繕等工事（以下「工事」という。）の発注等に関し、財団が製造業（メーカー）から商品を仕入れ販売する者並びに工事等請負業者等（以下「業者」という。）に対して、取引停止その他の措置を講ずる必要が生じた場合の取扱いについて定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本細則における「取引停止」とは、競争入札による競争参加の停止、指名停止、随意契約及び見積り合わせ等による業者選定の停止をいう。

(取引停止の措置)

第3条 理事長は、業者が別表の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件のいずれかに該当する場合は、情状に応じて別表各号及び本細則に定めるところにより期間を定め、業者について取引停止を行うことができる。

2 取引停止の対象とする事案は、次の各号のいずれかに該当する事案とする。

- 一 財団が発注する契約に係る業者が別表各号の措置要件に該当することとなる場合
- 二 前号のほか、特に必要と認める場合

3 別表各号の措置要件に該当する事案で、当該措置要件ごとに規定する取引停止期間の最長期間を経過した後知り得たときは、取引停止措置は講じないものとする。

(下請負人に関する取引停止)

第4条 理事長は、第3条第1項及び同条第2項の規定により取引停止を行う場合において、当該取引停止について責を負うべき下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、当該取引停止をされる業者の取引停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、取引停止を併せて行うものとする。

(共同企業体に関する取引停止)

第5条 理事長は、第3条第1項及び同条第2項の規定により共同企業体について取引停止を行うときは、当該共同企業体の構成員（明らかに当該取引停止について責を追わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の取引停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、取引停止を併せて行うものとする。

2 理事長は、第3条第1項及び同条第2項又は前条若しくは前項の規定による取引停止

に係る業者を構成員に含む共同企業体について、当該取引停止期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、取引停止を行うものとする。

(取引停止の期間の特例等)

第6条 業者が1つの事案により別表各号の2つ以上の措置要件に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の最短期間及び最長期間の最も長いものをもってそれぞれ取引停止の期間の最短期間及び最長期間とする。

2 業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における取引停止の期間の最短期間は、それぞれ別表各号に定める最短期間の2倍（当初の取引停止の期間が1ヵ月に満たないときは、1.5倍）の期間とする。

一 別表各号の措置要件に係る取引停止の期間の満了後1年を経過するまでの間（取引停止の期間中を含む。）に、それぞれ別表各号の措置要件に該当することとなったとき。

二 別表各号の措置要件に係る取引停止の期間の満了後3年を経過するまでの間に、同表各号の措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。

3 理事長は、業者について、情状酌量すべき特別の事由がある場合、別表各号及び前項の規定による取引停止の期間の最短期間未満の期間を定める必要があるときは、取引停止の期間を当該最短期間の2分の1まで短縮することができるものとする。

4 理事長は、業者について、極めて悪質な事由がある場合、又は極めて重大な結果を生じさせた場合、別表各号及び第1項の規定による最長期間を超える取引停止の期間を定める必要があるときは、取引停止の期間を当該最長期間の2倍（当該最長期間の2倍が24ヵ月を超える場合は24ヵ月）まで延長することができるものとする。

5 理事長は、取引停止の期間中の業者について情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかになったときは、取引停止の期間を変更することができるものとする。

6 理事長は、取引停止の期間中の業者が、当該事案について責を負わないことが明らかになったと認めたときは、当該業者について取引停止を解除することができるものとする。

7 理事長は、取引停止期間中の業者であっても、当該業者からでなければ給付を受けることができない等の特別な事情があると認められる場合は、当該事案に限り取引の相手方とすることができるものとする。

(取引停止の通知等)

第7条 理事長は、第3条第1項及び同条第2項又は第4条若しくは第5条の規定により取引停止を行い、第6条第5項の規定により取引停止の期間を変更し、又は同条第6項の規定により取引停止を解除したときは、当該業者に対し書面により通知するものとする。

(指名等の取消し)

第8条 理事長は、財団から取引停止された業者について、競争入札の指名を行い、又は見積書の提出を依頼している場合は、当該指名等を取り消すものとする。

(下請等の禁止)

第9条 理事長は、取引停止の期間中の業者が財団の契約に係る全部又は一部を下請することを認めないものとする。ただし、当該業者が取引停止の期間の開始前に下請し、又は工事契約の完成保証人となっている場合は、この限りではないものとする。

(取引停止に至らない事由に関する措置)

第10条 理事長は、取引停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該業者に対し事情聴取し、書面又は口頭での警告又は注意喚起や、再発防止に向けた念書等の提出を要求することができるものとする。

(事務)

第11条 本細則に係る運営事務は事務局の所管とする。

(改廃)

第12条 本細則の改廃は、常勤理事の協議の上、常務理事の決裁により行う。

<附則>

(適用日)

第1条 本細則は、2015年4月1日より適用する。

2018年11月1日改正

2019年 1月1日改正

2020年 4月1日改正

別表（措置基準）

取引停止の措置基準

措置要件	停止期間		
	起算日	最短期間	最長期間
<p>（虚偽記載）</p> <p>1 財団発注の契約に係る一般競争、指名競争又は随意契約において、必要として求めた調査資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	当該認定をした日	1 ヶ月	6 ヶ月
<p>（落札決定後の契約辞退）</p> <p>2 財団発注の契約に係る一般競争契約、指名競争契約において、落札決定後に契約締結を辞退したとき。</p>	当該認定をした日	1 ヶ月	9 ヶ月
<p>（贈賄）</p> <p>3 次のア、イ又はウにあげる者が財団の教職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 業者である個人又は業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書きを付した役員を含む。以下「代表役員等」という。）</p> <p>イ 業者の役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）を代表する者で、アにあげる者以外の者（以下「一般役員等」という。）</p> <p>ウ 業者の使用人でイにあげる者以外の者（以下「使用人」という。）</p> <p>4 次のア、イ又はウにあげる者が官公庁その他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起され、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>ア 代表役員等</p> <p>イ 一般役員等</p> <p>ウ 使用人</p>	<p>逮捕または公訴を知った日</p> <p>逮捕または公訴を知った日</p>	<p>4 ヶ月</p> <p>3 ヶ月</p> <p>2 ヶ月</p> <p>3 ヶ月</p> <p>2 ヶ月</p> <p>1 ヶ月</p>	<p>1 2 ヶ月</p> <p>9 ヶ月</p> <p>6 ヶ月</p> <p>9 ヶ月</p> <p>6 ヶ月</p> <p>3 ヶ月</p>
<p>（独占禁止法違反行為）</p> <p>5 次のア、イにあげる契約に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1項第1号に違反し、契約の相手として不相当であると認められるとき。</p> <p>ア 財団発注の契約</p> <p>イ 官公庁その他の公共機関発注の契約</p> <p>6 財団又は官公庁その他の公共機関の契約に関し、次のア又はイにあげる場合に該当することとなったとき。</p>	<p>当該認定をした日</p> <p>刑事告発</p> <p>逮捕または公訴を知った日</p>	<p>3 ヶ月</p> <p>2 ヶ月</p> <p>6 ヶ月</p> <p>6 ヶ月</p>	<p>9 ヶ月</p> <p>9 ヶ月</p> <p>2 4 ヶ月</p> <p>2 4 ヶ月</p>

<p>ア 独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、刑事告発を受けたとき。（代表役員等又は一般役員等若しくは使用人が刑事告発を受け、又は逮捕された場合を含む。）</p> <p>イ 代表役員等又は一般役員等若しくは使用人が競争入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、若しくは逮捕を経ないで公訴を提訴されたとき。</p>			
<p>(競争入札妨害又は談合)</p> <p>7 財団発注の契約に関し、次のア、イにあげる者が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 代表役員等</p> <p>イ 一般役員等又は使用人</p> <p>8 官公庁その他の公共機関の契約に関し、次のア又はイにあげる者が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 代表役員等</p> <p>イ 一般役員等又は使用人</p>	<p>逮捕または公訴をした日</p> <p>逮捕または公訴をした日</p>	<p>4ヵ月</p> <p>2ヵ月</p> <p>3ヵ月</p> <p>2ヵ月</p>	<p>9ヵ月</p> <p>9ヵ月</p> <p>12ヵ月</p> <p>12ヵ月</p>
<p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>9 前各号にあげる場合のほか、業務に関し架空取引等の不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日</p>	<p>2ヵ月</p>	<p>12ヵ月</p>
<p>(その他)</p> <p>10 前各号にあげる場合のほか、代表役員等が禁固以上の刑にあたる犯罪の容疑により公訴を提訴され、又は禁固以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日</p>	<p>1ヵ月</p>	<p>9ヵ月</p>